

I. 一般措置

裁判と民主主義の記憶のための首相府

(訳注:スペインは王国であるので、presidenteは首相となる)

(訳注:英語名、The Ministry of the Presidency, Relations with the Cortes and Democratic Memory(MPR))

4915 2020年3月3日の王政令第429/2020号は、農業および食料のための植物遺伝資源(訳注:以後農業食料のための植物遺伝資源)および他の目的のために栽培される資源へのアクセスに関する規則を承認し、植物製品に関する様々な王政令を改正する。

I

7月26日付法30/2006、種子・栄養繁殖の植物の遺伝資源について、その保全を確実にし、持続可能な利用を促進し、作物の遺伝的基盤を広げること、研究を強化すること、農業部門の関係者間の密接な結びつきの創出を促すこと、農家の権利を促進すること(同法で定められた用語で、この王政令での規制を正当化する)を目的として、表題IV章の法律的効力で初めて植物遺伝資源の管理を規定する。上記表題III章は、農業食料のための植物遺伝資源の保全および持続可能な利用のための国家プログラムの規則を承認する、3月3日の王政令199/2017によって作定された。

この王政令の目的は、植物遺伝資源へのアクセスのための異なるメカニズムを開発する2つの国際文書(訳注: FAO食料農業遺伝資源条約: FAO IT PGR FAと、NP-CBD: 生物多様性条約の名古屋議定書)の内容、ならびに農業者の権利の促進および保護を考慮に入れて、この法律の表題IVの作定を完了することである。

一方、2001年11月3日にローマで合意され、2004年3月17日付けの批准文書を通じてスペイン王国によって批准された「食料・農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」(以後 FAO IT PGR FA)は、食料・農業のための植物遺伝資源へのアクセスを促進し、そのような資源の使用から得られる利益を公正かつ衡平な方法で共有するために、多国間アクセス及び利益分配システムを確立する。多国間システムは、国の管理及び管理の下で、かつ、公知の領域において、生息域内及び生息域外ともに、FAO IT PGR FAの附属書IIに列挙された植物遺伝資源を含む。ただし、研究、品種改良及び農業及び食料の訓練のための利用及び保全のためにアクセスが行われることを条件とする。これらの資源の交換は、当該国際条約の締約国によって交渉され採択された標準材料譲渡契約書(SMTA, Standard Material Transfer Agreement)を通じて実施される。また、当該国際条約は、多国間援助基金の存在を正当化するメカニズムとして「農業者の権利」という用語を用いて、この文書が勧告するこれらの資源の保全を図っているが、この王政令の第4章は、農民の権利の規制とは異なる性質を有していることに留意すべきである。

一方、2010年10月29日に名古屋で合意され、2012年8月9日の批准書によりスペイン王国によって批准された「生物多様性条約の遺伝資源へのアクセスと使用から得られる利益の公正かつ衡平な共有に関する名古屋議定書(NP-CBD)」は、2014年10月12日に一般的に発効し、スペイン王国については、国内法に基づき、遺伝資源へのアクセスを利用するためには、事前の通知に基づく許可(PIC, スペイン語では la obtención del consentimiento previo informado)を取得し、相互に合意された条件(MAT, スペイン語では, el establecimiento de las condiciones mutuamente acordadas)を確立する必要があることを改めて表明する。また、前述の名古屋議定書では、遺伝資源へのアクセスが規制されている国から、遺伝資源にアクセスする利用者が、供給国の国内法に従い、そのような資源へのアクセスが行われたことを証明する許可または認可を取得することが求められている。

II

自然遺産と生物多様性に関する2007年12月13日の法律42/2007は、2015年9月21日の法33/2015により遺伝資源の利用と利用に関して改正され、スペインの野生分類群の遺伝資源へのアクセスに関する適用規定を制定している。この法律の策定は、2014年4月16日の欧州議会及び理事会の規則(EU)第511/2014号の適正な遵守のために必要な措置も盛り込んだ、野生の分類群からの遺伝資源へのアクセス及び使用の制御に関する2月24日の王立法令124/2017により実施されている。この法律は、遺伝資源へのアクセスに関する名古屋議定書の利用者のための遵守措置、並びに欧州連合におけるその使用から得られる利益の公正な及び衡平な分配に関するものである。このような措置、ならびに12月13日の法律42/2007の第80.1条第v)および第81条に代表される違反および制裁に関する措置は、名古屋議定書の範囲内にある、この王立法令に含まれる植物遺伝資源を含むすべての遺伝資源に適用される。

一方、2014年4月16日の欧州議会および理事会規則(EU)No.511/2014は、遺伝資源のすべての利用者およびそれに関連する伝統的知識が、適用される法的または規制上の要件に従ってアクセスされることを確実にし、適切な場合には、公平かつ衡平な利益配分が確立されることを確実にするために、デュー・デリジェンスに基づいて行動しなければならないと規定している。特に、当該規則は、SMTAを通じて植物遺伝資源へのアクセスを提供することを決定した名古屋議定書締約国において、農業及び食料のための植物遺伝資源を取得する利用者が、当該資源がFAO IT PGR FA国際条約の附属書IIに含まれているか否かにかかわらず、当該資源によって確立された用途のためにデューデリジェンスを行使することを認めている。

III

この王政令は、栽培種に関わる近縁野生種を含む農業食料のための植物遺伝資源へのアクセス、また、関心のある形質の供与親(訳注、英語ではdonor parental genotype)となり得るもの、農業食料以外の目的に使用するために栽培するものを規制する。また、FAO IT PGR FAIには含まれていない資源は、名古屋議定書の適用範囲内であるが、農業慣行に結びついているものは、農業食料のための植物遺伝資源またはこれら資源に関連している。そのため、栽培種の近縁野生種起源について規定された規制である2017年2月24日の王政令124/2017に委ねる代わりに、明示的に規制するように栽培種の近縁野生種を選択する。このように、前章の規定を考慮すると、いかなる植物種も、スペイン遺産として植物種を保存するスペイン政府の義務の範囲内にある。

植物遺伝資源へのアクセスに関する国家委員会の設置が予定されており、この委員会は、権限のある公的行政間の連携及び協力を規制する。本委員会は、地方自治体(自治政府)の参加を得て、農業水産食料省の農業生産・市場局に付属する専門の委員会機関として構成される。

IV

この王立法令は、農民の権利の基礎となるこれらの資源の保全、改良及び利用可能性に対する農民の過去、現在及び将来の貢献を認識し、FAO IT PGR FAIに関する国際条約の精神を尊重する。

2006年7月26日の法律30/2006の第51条に基づき、また、FAO IT PGR FAIに基づき、

32053始まり

農業者の参加による植物品種改良の促進、利用可能な遺伝的基盤の拡大、気候変動の影響に強い品種又は種を含む地域の状況に応じた地域の品種又は種の利用の促進、農業及び食品のための植物遺伝資源のための伝統的な関心のある知識の保全及び開発、農業者が農業及び園芸種の品種からの遺伝的資源へのアクセスを促進することを目的とする。ただし、登録された品種でない場合には、その生息域外で保存された農業及び園芸種の在来品種からの植物遺伝資源へのアクセスを促進し、品種として直接使用することも含める。

最後に、この王政令は、2008年6月20日の2008/62/EC指令を考慮し、これは、地方および地域の条件に自然に適応し、遺伝的侵食によって脅かされている、在来品種および地方の品種の種子およびジャガイモ塊茎の商業利用化を支援する。このため、2009年11月26日の2009/145/EC指令を考慮し、ある種の農業種の品種および地方の品種を受け入れるために種苗を除外する。これによって、特定の地方および地域で伝統的に栽培され、遺伝的侵食によって脅かされ、商業的作物の生産の影響により、産業用の固有の価値がないが、特定の条件下での地域栽培のために開発された植物品種、ひいては在来品種および園芸植物の品種の利用のための種苗の除外が確立され、また、前述の自家栽培利用の系統および品種の種苗について商業化のためにもある種苗の除外が確立される。

王政令によって導入された新規制は、特定の条件下での栽培のために開発された保存品種および品種の種苗の生産および商業化に専念する新しい種苗生産者の創出である。これらの品種の種苗の製造および商業化のための要求は、量および包装に関して厳しい条件および制限が少ない。したがって、この類の種苗の生産者が、在来品種の種苗の生産者のために確立されたすべての条件を満たすことを要求することは適切ではないと考えられる。この数字は、農場で上記の品種の農家保全と増殖を含むことができる。

自治(政府)体は、一定の条件下で栽培のために開発された保全品種および品種が、前述の2つの指令に定められた要件を満たし、商業品種の登録のための一般規則を承認し、種子および苗木の管理および認証のための一般技術規則を改正する、2001年2月11日の王立法律170/2011にその規定が組み込まれていることを検証しなければならない。

V

規制は次のように構成されている:

序章: 対象、適用範囲及び定義に関する一般規定。

第1章: この王政令で規制されている植物遺伝資源へのアクセス。これは、3つの異なる手続きを通じて行われている。

第2章: 植物遺伝資源の利用に関する管理措置

第3章: 専門委員会: この王政令で規制されている植物遺伝資源へのアクセスに関する委員会の設立、構成および機能を規制している。

第4章: 植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用の促進並びに農業者の権利を保護し、及び促進するためのメカニズム。

第5章 罰則体系

VI

同様に、植物製品に関する種々の王政令は、以下のように修正される:

a) 2005年10月21日の王政令1261/2005により承認された植物品種の保護に関する規則において、植物材料同定番号の使用を規定する。

比較標準に含まれる品種であって、候補品種との比較の基礎として識別、均質性及び安定性の試験を実施することを目的としないものは、農業生産技術局及びスペイン植物品種登録局により明確に認可されなければならない、全ての試験所は当該事務所により認定されなければならない。

b) 新たな範疇として、種子および苗木生産者の認可および登録のための規則は、2008年11月14日の王立法令1891/2008により承認された生産者の国家登録簿に、生産者、保存品種の種子の生産者、および特定の条件下での栽培のために開発された品種の分類の間に、それらを含めることを確立する。

c) 2011年2月11日の王政令170/2011によって承認された商業品種登録規則には、植物品種の保護規則に関する前述の詳細が含まれている。

VII

この王政令の準備において、この部門に関連する地方自治体と代表自治組織と協議された。本規則に含まれる規制は、公共行政の共通行政手続に関する2015年10月1日法律第39条/2015の第129条に規定されている原則に準拠している。具体的には、欧州及び国際規制が全国的に均質に適用されることを保証する最も適切な手段であり、一般的な利益を保証するものとして、必要性及び有効性の原則に準拠している。また、権利の制限が少ない、または受益者に課す義務が少ない他の代替案はないため、比例の原則にも従う。法的確実性、透明性、効率性の原則については、他の法制度と整合的であるため、本規則を適用し、不必要な又は付随的な行政上の負担を回避しつつ、利害関係者の参加を求めた。

これにより、農業水産食料大臣、第4次政府首相、生態系移行・人口問題大臣の提言を受け、領土政策・公共機能大臣の事前承認を得て、2020年3月3日の閣僚会議での審議を経てまた、議会了解に基づき、:

決定章 *王政令の承認*

農業及び食料のための植物遺伝資源及び他の目的のために栽培されるものへのアクセスに関する規制は承認されており、その本文は以下に記載される。

最初の追加規定 *公共支出の増加はない。*

この規則の規定は、給与を増加させるものではない。農業水産食料省に向けて既に存在する予算的、個人的、技術的及び物的手段に由来する機能及び費用を前提として、公共支出の増加を意味するものではない。

第二の追加規定 *アクセス管轄当局での対話。*

地方自治体は、農業水産食料省の農業生産市場総局に、この規則の施行から最長一年以内に、第五条及び第八条にいう権限のあるアクセス管理当局に通告しなければ来ない。

最初の最終規定。 2005年10月21日の1261/2005により承認された植物品種保護規則の改正。

2005年10月21日の王政令1261/2005により承認された植物品種の保護に関する規制は、次のように修正されている:

1. 第2条5項には、次の文言で最終段落が追加されている:

《参照コレクションの保管は、農業水産食料省が管轄する。参照コレクションからの植物材料の使用は、該当する場合、従来の所有者による権利と許可権利を害することなく、この省から明示的に許可されなければならない。》

2. 「第5節」は、以下の文言で第52条に追加される:

《5. 植物種の品種登録出願の対象である品種の識別、均質性及び安定性の試験を行うすべてのセンターは、農業水産食料省の認定を受けなければならない。認定を受けるためには、試験センターは、少なくとも、地域植物品種事務所の品質基準に定められた条件を満たさなければならない。試験センターが上記品質基準を遵守していることを確認するための監査を実施する。》

第2の最終規定 2008年11月14日の王政令1891/2008により承認された、種子および苗木生産者の認可および登録のための規制の改正、ならびに生産者の国家登録簿へのそれらの包含。

2008年11月14日の王政令1891/2008によって承認された、種子および苗木生産者の認可および登録のための規制、ならびに生産者の国内登録簿へのそれらの包含は、以下のように修正される:

新しい文字d)は、以下の内容で条項3.1に追加される:

《d)特定の条件下で栽培するために開発された保全品種及び品種の種子の生産者。》

第3の最終規定 2011年2月11日の王政令170/2011により承認された商業品種登録簿規則の改正。

2011年2月11日の王政令170/2011により承認された商業品種登録規則は、以下のように修正される:

1. 第3条9項には、次の文言で最終段落が追加されている:

《参照コレクションの保管は、農業水産食料省に相当する。参照コレクションからの植物材料の使用は、必要に応じて、従来の所有者による権利と許可権利を害することなく、本省により明示的に認可されなければならない。》

2. 第3節は、以下の文言で第37条に追加される:

《3. 植物種の品種登録出願の対象である品種の識別、均質性及び安定性の試験を行うすべてのセンターは、農業水産食料省の認定を受けなければなりません。認定を受けるためには、試験所は、少なくとも、地方自治体の植物保護事務所の品質基準 No.で定められた条件を満たさなければなりません。試験センターが上記品質基準を遵守していることを確認するための監査を実施する。》 (Pagina 32056の最初のパラ)

始まり 32056の第2パラ

第4の最終規定 大気汚染物質の全国排出削減対策に関する2018年7月6日の王立法令818/2018の改正。

大気汚染物質の国家排出削減対策に関する2018年7月6日の王立法令818/2018は、次のように改正される:

第7.2条第1段落は、次のように表現される:

「2. アンモニア排出削減の実施を達成するための具体的な措置。農業水産食料省は、自治体の権限のある当局と協力して、アンモニア排出を削減するためのUNECEの優良農業慣行規範(2014年)の枠組みに基づき、また、産業排出(総合汚染防止と統制)に関する2010年11月24日の欧州議会及び理事会の指令2010/75/EUの第3.10条に規定された利用可能な最良の技術の最新版において、アンモニア排出を抑制するための優良農業慣行規範を作成し、採択し、公表する。国内規制は、少なくとも以下の内容を有する。」

第5の最終規定 *補足的な法制度*

a) 2017年2月24日の王政令124/2017の規定は、本王政令によって規定されていない事項において、野生の分類群からの遺伝資源へのアクセスに関するものである。

b) 2017年3月3日の王立法令199/2017により承認された、農業及び食料のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用のための国家計画の規則の規定は、この規則に規定されていない事項において、規定されている。

第6の最終規定 *規制体制*

1. この王政令は、2006年7月26日の第2章「農業および食料のための植物遺伝資源へのアクセス」、第4章「植物遺伝資源」、法30/2006、種子および看護植物および植物遺伝資源に関する法律を策定した。

2. それらは直接適用される:

a) 野生種の遺伝資源へのアクセスおよびそれらの使用の制御に関する、2017年2月24日の王立法令124/2017の遵守措置に関する規定。

b) 2014年4月16日の欧州議会および理事会の規則(EU)第511/2014号に含まれる規定は、遺伝資源へのアクセスに関する名古屋議定書の使用者のためのコンプライアンス措置、および連合におけるその使用から生じる利益の公正かつ衡平な共有に関するものであり、2015年10月13日の欧州議会および理事会の規則(EU)第511/2014号の適用、回収の登録、使用者による遵守の監督、およびベストプラクティスの適用に関する詳細な規則を制定する欧州委員会実施規則(EU)2015/1866号に含まれる。

始まり 32057

7番目の最終規定 位置づけ

これらの規制は、スペイン憲法の第149.1条、規則13、15、および23の規定に基づいて発効する。これは、経済活動の発展、科学技術研究に関する基本調整及び環境保護基本法の一般的な推進と調整に関する国家の直轄となる。

8番目の最終規定 規制の強化

農業水産食料大臣は、その権限の範囲内で、この規則の適切な開発と適用のために必要な規定を発令する権限を与えられている。

9番目の最終規定 発効

この王政令は、「官報」に掲載されてから1か月後に発効する。

2020年3月3日、マドリードで宣言。

フェリペ 6 世 (Felipe VI) 国王

初代政府副首相および裁判と民主主義の記憶のための首相府大臣、

、

カルメン カルボ ポヤト (CARMEN CALVO POYATO)

(訳注 ご参考資料: 農業水産食料省 (Ministerio de Agricultura, Pesca y Alimentación))

<https://www.mapa.gob.es/en/>

<https://www.mapa.gob.es/es/>

農業食料のための植物遺伝源およびその他の目的のために栽培される資源への アクセスに関する規制

序章

一般規定

第1条 目的

1. 当該規制は、2006年7月26日の王政令30/2006の趣旨を発展させたものである。植物遺伝資源における種子と栄養体について、特に第II章の第46条と第47条、および第III章の第51条で規定されたものが対象となる植物遺伝資源に関連している。当該規制は、2件の国際条約を考慮している。一つは、第2条適用範囲に含まれる2001年11月3日にローマで作成され、文書を通じてスペイン王国により2004年3月17日付けで批准された「食料と農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」(FAO IT PGR FA)の遵守に必要な規定された遺伝的資源へのアクセスである。もう一つは、2010年10月29日に名古屋で採択され、2012年8月9日の承認文書を通じてスペイン王国により批准され、2014年10月12日に発効した生物多様性条約の遺伝資源の使用から得られる利益の公平かつ衡平な共有に関する名古屋議定書である(NP-CBD)。
2. 適用範囲で言及されている植物遺伝資源を管轄権とする管轄下のすべての行政機関は、スペインの植物の遺伝的遺産の喪失を防ぐために生息域内または生息域外で保存し、それらを保護する不可避の義務を負っている。また、気候変動の影響に対処するための使用など、持続可能な使用を促進する。

第2条 適用範囲

1. この規制は、スペインの植物遺伝資源へのアクセスについて、栽培されたものに関連する近縁野生種、および栽培されたものに貢献し得る形質の潜在的な提供母本である可能性があるものを含む農業および食料のため及び農業および食料以外の目的で使用するために栽培されたものに適用される。
2. この規則は、国際条約(訳注 FAO IT PGR FA)の規定の目的で、その附属書 I以下に含まれるかどうかに関係なく、すべての植物遺伝資源への標準材料移転契約書(以下、SMTA)の条件に基づくアクセスを許可する。
3. この規制には、次のアクセス手順が含まれている:
 - a) 植物遺伝資源へのアクセスは、多国間のアクセスと利益分配のシステムに含まれる作物に関する国際条約(訳注 FAO IT PGR FA)の規定に準拠するものとする。これらのリソースは、その附属書IIに記載されているものであり、生息域内で保存されているか、生息域外で保存されているか、または公的使用目的にあり、前述の条約の署名国について、州、自治組織、地域、または制度にかかわらず、主務管庁の管理下にある。ただし、アクセスは、研究、品種改良、農業と食料の能力構築のための使用と保護の目的でのみ行われる。アクセス手順は、これらの規制の第I章、第1節で確立されている。上述 第2項に従い、附属書IIに含まれていない植物の遺伝資源も、SMTAの条件に基づいてアクセスする場合は、この手順に従う。
 - b) 上記の第2項の規定を害することなく、国際条約の多国間システムに含まれていない、または国際条約によって確立された以外の目的でアクセスが行われる植物遺伝資源へのアクセスは、利用のためにアクセスが行われる限り、名古屋議定書で制定された手続きにて行う。

32058終わり

始まり 32059

(b) 続き)

名古屋議定書では、利用を「生物多様性条約第2条で定義されているバイオテクノロジーの適用を含む、遺伝資源の遺伝的または生化学的組成に関する研究開発活動の実施」と定義している。アクセス手順は、これらの規制の第I章、第2節で確立されたものである。この手順は、野生の分類群からの遺伝資源へのアクセスと使用の制限に関する2017年2月24日の王立法令124/2017の条項2.3の定義で確立されたものとして理解されている分類目的のみにアクセスする場合には適用されない。

- c) 上記の段落a) またはb) で確立された基準のいずれかが満たされない場合の植物遺伝資源へのアクセスは、2006年7月26日の法律30/2006の規定に準拠する。アクセス手順は、名古屋議定書の範囲に含まれているにもかかわらず、農業資源または食料資源への関連性を考慮して、これらの規制の第I章の第3条で確立されたものである。
 - d) 自家栽培するための農家による植物遺伝資源へのアクセス。このアクセス手順は、これらの規制の第IV章で確立されている。
4. アクセス要求について従うべき手順への疑問がある場合、それを受け取った所轄のアクセス機関は、この規則の第III章で言及されている植物遺伝資源へのアクセスについて、最も適切な経路を通じて疑義回答を管理するため国家委員会と協議する。
 5. 遵守措置に関する2014年4月16日の欧州議会および理事会の規則(EU) No. 511/2014で言及されている名古屋議定書に含まれる遵守措置遺伝資源へのアクセスと、EUでの使用から得られる利益の公平かつ衡平な分配に関する名古屋議定書の利用者の2月24日の王政令124/2017が適用される。前述の規則の第2条の規定に従い、前述の議定書締約国に由来する植物遺伝資源については、それらのへのアクセスは名古屋議定書の規定に従う。
 6. この規制の範囲から除外されるのは、独自の規制に従って販売できるすべての品種である。ただし、保護品種に関するこの規制の第IV章で確立されている品種と、特定の条件下で栽培するために開発された品種は除く。

第3条 定義

1. これらの規制の効力については、2006年7月26日の法律30 / 2006、2017年2月24日の王立法令124/2017、2017年3月3日の王立布告199/2017によって承認された農業と食料のための植物遺伝資源の持続可能な利用の国家保護プログラムの規制の第44条が適用される。
2. 同様に、用語は、次のように理解される:
 - a) アクセス: 2006年7月26日の法律30 / 2006、これらの規制、またはスペイン王国が加盟している問題に関する国際条約または条約に基づく植物遺伝資源の取得。
 - b) 標準材料移転契約書 (SMTA, Acuerdo Normalizado de Transferencia de Material (ANTM)): FAO IT PGR FAの規定に従って植物遺伝資源の受領者と提供者の権利と義務を含む、国際アクセス承認条約の締約国が交渉および採択した国際文書。

32059終わり

始まり 32060

- c) 材料移転契約書(MTA, acuerdo de transferencia de material): 提供者と合意した植物遺伝資源の受領者の義務を含む文書。
- d) 相互に合意した条件(MAT, condiciones mutuamente acordadas): 遺伝資源の提供者または遺伝資源に関連する伝統的な知識所有者と利用者との間で締結された契約上の合意で、特定の条件が、遺伝資源またはそれらに関連する伝統的な知識、およびそのような使用、ならびにその後の適用および商業化のための他の条件も含まれる場合がある。
- e) 利用者: 植物の遺伝資源またはそれらに関連する伝統的な知識を使用する自然人または法人。
- f) 持続可能な利用: 国際条約または国際生物多様性条約およびこれに定められた規定に従って、生息域内または生息域外で、あるいは農家の農場で植物遺伝資源を使用する規制。
- g) 遺伝資源管理者: 公的または民間にて、遺伝資源コレクションに責任を負う管理者。

第I章

植物遺伝資源へのアクセス

第1節^a 国際条約(FAO IT PGR FA)の適用範囲に基づくアクセス手順

第4条 国際条約(FAO IT PGR FA)の多国間システムに含まれる植物遺伝資源へのアクセスの促進

1. 国際条約のすべての加盟国のすべての自然人および法人は、アクセスおよび農業および食料のための研究、育種または訓練のための保全の使用の目的でのみアクセスが要求された場合、その附属書IIに含まれる農業および食料のための植物遺伝資源へのアクセスを促進する権利を有する。
2. これらの資源へのアクセス、およびそれらの2次的供給、ならびにそれらの使用から得られる利益の分配は、国際条約のSMTAによって確立された条件にのみ従うものとする。

第5条 管轄当局

1. この記事では、これらの規制の条項2.3.a)で提供されるアクセス手順を作成します。
2. アクセスを許可する権限のある当局は、要求された植物遺伝資源が生息域内で保存された植物遺伝資源の場合その領域にある自治体あるいは自治体あるい地域自治組織によって、または生息域外で保存された植物遺伝資源の場合は遺伝資源管理者によって指定されるものとする。これらの当局は、これらの規制の第2.2条の規定に従って、国際条約(FAO IT PGR FA)の附属書IIに含まれていない植物遺伝資源の移転のためにSMTAを付与することもできる。
3. 農業水産食品省の農業生産市場総局は、この記事で言及されている所管官庁とともにウェブサイト上更新された記録簿を公開する。この総局と当局は、記録簿を更新し続けるために協力する。

32060終わり

始まり 32061

第6条 提示、内容、処分及び解決

1. 申請者は、アクセスの申請書を提出する必要がある。この申請には、この規則の付録Iで確立された最小限の内容が含まれている必要がある。
2. アクセスの申請は、2015年10月1日の行政の一般的な行政手続に関する法律39 / 2015の条項14.2の規定に従って、電子的手段により、条項5で規定された所管官庁に宛てられるものとする。自然人の場合、要求は、選択された媒体を伝える2015年10月1日の法律39/2015の第16.4条に規定されているいずれかの形式で提出できる。
3. 適切な場合、所管のアクセス権限は、材料が利用できるように、その場で保存された遺伝資源の場合は最大3か月以内、生息域外で保存された遺伝資源の場合は1か月以内に、要求された遺伝資源とともにSMTAを許可する。
4. いずれの場合でも、生息域内で保存されている植物の遺伝資源にアクセスするために、SMTAを取得しても、申請者は適用される可能性のある他のタイプの規制の遵守から免除されない。(訳注 入域許可や収集活動許可は別)
5. 定められた期限内に解決および通知しない場合、申請は肯定的な沈黙によって支持されていることを理解する必要がある。(回答しない場合でも、回答期限が過ぎれば承認となる)
6. 管轄当局は、国際条約事務局および農業水産食料省の農業生産市場総局に提出された資料を転送することを通知する必要がある。

第2節a 名古屋議定書に基づくアクセス手順**第7条 アクセス**

1. 当該条項では、第2条3項のb)で提示されたアクセス手順を規定する。
2. 植物遺伝資源へのアクセスは、生息域内と生息域外の両方について、事前合意(PIC)と相互に合意された条件(MAT)を合意する必要がある、これら手続きの完了によりアクセスの承認を取得する必要がある。アクセスを許可する権限のある当局は、次条で確立されたものになる。
3. この項では、2つのアクセス手順が確立されている:
 - a) 名古屋議定書の第8条a)の規定の目的のために、その使用が非営利の研究目的のみに限定されている場合のアクセスの簡略化された手順。このアクセス手順は、第1垂節に含まれている。
 - b) 商用目的で使用する場合のアクセス手順。このアクセス手順は、第2垂節に含まれている。

第8条 管轄当局

1. アクセスは、所管のアクセス機関として、農業水産食料省の農業生産市場総局によって許可される。
2. 事前合意(PIC)と相互に合意された条件(MAT)を確立する権限のある当局は、申請された植物遺伝資源が存在する地方自治体の植物遺伝資源の場合、その自治体あるいは地域自治組織を指定するか、または次の場合に遺伝資源管理者を指定する。これらは、生息域外で保存された資源にも適用する。

そのもとで、前節で提供された許可は規制され、規制の遵守が確認されると、対象の自治体によって確立された条件に基づいて付与される。

32061 終わり

始まり 32062

3. 農業水産食料省の農業生産市場総局は、当該条項で言及されている所管官庁とともにウェブサイトを更新された記録簿を公開する。農業生産市場総局と他管轄当局は、記録簿を更新し続けるために協力する。
4. このアクセス許可を取得しても、植物遺伝資源の申請者は、適用される可能性のある他のタイプの規制の遵守から免除されない。
5. 資源が所在する自治体あるい地域自治組織の所管官庁または域外収集の管理者は、合理的な解決策により、申請された植物遺伝資源へのアクセスを適切許可または拒否する条件および制限を確立することができる。
6. 植物の伝資源へのアクセスが異なる自治体あるい地域自治組織で行われる場合、事前合意(PIC)を取得し、相互に合意した条件(MAT)を確立する必要がある。
7. 農業水産食料省の農業生産および農業生産市場総局は、遺伝資源のアクセスと使用、および関連するスペインの伝統的知識に関する州の情報システムを通じて、名古屋議定書の全国の拠点に通知する。2017年2月24日の王立法令124/2017に従い、発行されたアクセス許可について、名古屋議定書で規定されたABS情報交換センター(訳注 ABS CH, <https://absch.cbd.int>)にこの情報を登録する。この登録は、許可が付与されてから最大1か月以内に行われる。

第1亜節^a

利用目的が非営利の研究目的である場合

第9条:アクセス申請の提示と内容

1. アクセスの申請は、農業水産食料省の農業生産市場総局に宛てられる。申請書は、農業水産食料省の電子本部で入手でき、その最低限の内容は、この規則の付属書IIで確立されたものである。
2. アクセスの申請には、申請者自身が署名した陳述書が添付されていなければならない。それにより、申請者は少なくとも以下について責任を負う:
 - a) アクセスを商業目的で要求する植物遺伝資源として使用するつもりはないこと。
 - b) 研究調査の過程で、そのような目的で使用が可能になった場合に、商業目的で使用するための新しいアクセス許可を要求すること。
 - c) 権限のない人物に植物遺伝資源を提供しないこと、およびいかなる場合でも、植物遺伝資源の第三者への提供は、責任ある文書手続きで定められたものと同じ条件で行われること。
 - d) 研究調査の最終結果を、結果の結論から1か月以内にアクセスを許可した所管官庁に書面で通知すること。
3. アクセスの申請は、農業水産食料省の電子化窓口、または2015年10月1日の法律39/2015の第16.4条に規定されている電子媒体のいずれかを通じて提出される。は2015年10月1日、法律39/2015の条項14.2の適用における法人の自然人の場合、請求はは2015年10月1日の法律39/2015の第16.4条に規定されている任意の形式で提出できる。

どちらの場合も、申請様式は登録支援窓口で入手できる。

32062終わり

始まり 32063

第10条 手続き及び解決

1. 農業水産食料省の農業生産市場総局は、手続き全体を通じて、申請が完了していないと判断した場合はいつでも、申請者から追加情報を収集する場合がある。
2. 申請書と申請者が署名した声明が確認されると、第8.2条で定められているように、自治体あるい地域自治組織または遺伝資源管理者によって指定された所管官庁から要求され、通知書が1か月以内に発行されなければならない。この通知は、PICおよび第7条で確立された相互に合意した条件(MAT)に相当する。

2015年10月1日の法律39/2015の第22条により、指定された期間内に通知が発行されない場合、手続きを解決するための最長の法的期間の枠組みは、最大3か月の停止がある場合がある。当該一時停止期間内に通知が届かない場合は、手続きを継続する。

3. この通知が受理されると、農業生産市場総局は、要求の提示から最大3か月以内にアクセスの許可を付与する。この通知では、付録IIの宣言に反映されている利益の配分に追加の仕様が必要になる場合がある。
4. 前のセクションで設定された期間内に解決および通知しない場合、要求は、無言の了解と理解される。
5. 遺伝資源へのアクセスの申請者がアクセス許可に含まれる利益分配提案に興味がない場合、申請者は提供される遺伝資源について商業目的で使用するためのアクセス案を選択することができる。
6. 当該王政令の規制の付録IIIに含まれているアクセス許可の最低限の内容は、名古屋議定書とその開発メカニズムの規定に従い、利益の分配の条件を含む。
7. 総務省の権限範囲内で、農業水産食料省の農業生産市場総局へのアクセス許可の決議に対して、10月1日の法律39/2015の121条と122条の規定により、1か月以内に上訴することができる。

第2亜節^a 商業利用の場合のアクセス手順

第11条 アクセス申請の提示と内容

1. アクセスの申請は、農業生産市場総局に宛てられる。申請書は、農業水産食料省の電子化窓口で入手でき、その最低限の内容は、この規制の付属書IVで確立されたものである。
2. この申請には、PIC、および第8条で規定された所管官庁から事前に要求されたMATが付随する。
3. アクセスの申請は、農業水産食料省の電子化窓口、またはは2015年10月1日の法律39/2015の第16.4条に規定されている電子媒体のいずれかを通じて提出されます。は2015年10月1日、法律39/2015の条項14.2の適用における法人の自然人の場合、請求はは2015年10月1日の法律39/2015の第16.4条に規定されている任意の形式で提出できる。

どちらの場合も、申請様式は登録支援窓口で入手できる。

32063終わり

始まり 32064

第12条 手続き及び解決

1. 農業水産食料省の農業生産市場総局は、手続き全体を通じて、申請が完了していないと判断した場合はいつでも、申請者から追加情報を収集する場合がある。
2. 王政令124条7.4に従って環境に関する国会会議で承認された、遺伝資源の使用から得られる利益の分配を含む、相互に合意された条件の確立に関するガイドライン/ 2017年2月24日は、植物遺伝資源のMATの確立にも適用される。これらのガイドラインは、これらの規制の範囲内での適用のために、これらの規制の第18条で言及されているアクセス委員会によって承認される必要がある。
3. 申請を受け取ると、農業生産市場総局は、申請の提示から最大6か月以内にアクセス許可を付与する。
4. 前で設定された期間内に解決および通知しない場合、申請は無言の了解と理解される。
5. これらの規制の付録VIに含まれているアクセス許可の最低限の内容は、名古屋議定書の規定とその開発メカニズムに準拠し、利益の分配の条件が含まれる。
6. 植物遺伝資源の第三者への提供は、認可で定められた条件と同じ条件で、MATに従って行われる。利用者およびその管理下で可能な利用者は、常に、使用される植物遺伝資源についてスペインの起源を示す必要があり、その植物遺伝資源の使用に由来する商業活動がある場合は、農業生産市場総局に通知する。
7. 利用者から提供された機密情報は、2014年4月16日の欧州議会および理事会の規則(EU) No. 511/2014、および実施規則(EU) 2015年10月13日の委員会の2015/1866の規定を考慮して処理する必要がある。
8. 一般行政の範囲内で、農業水産食料省の農業生産市場総局へのアクセス許可の決議に対して、は2015年10月1日の法律39/2015の121条と122条の規定により、1か月以内に異議申し立てをすることができる。

第3節^a FAO IT PGR FAの範囲外、または名古屋議定書の範囲内にある農業と食料のための植物遺伝資源のうち 農業資源または食料資源に関わり、農業慣行に繋がっているものへのアクセス手順

第13条 アクセスおよび権限のある管轄当局。

1. 当該条文は、当該王政令規制の条文2.3.c)で提供されるアクセス手順を記載する。
2. 関係者は、アクセスする前に、対応するアクセス申請を提出する必要がある。
3. アクセスの権限のある管轄当局は、申請された植物遺伝資源が所在する地域にある自治体あるい地域自治組織によって指定される。植物遺伝資源が生息域内で保存されている場合は、遺伝資源管理者が、植物遺伝資源が生息域外で保存されている場合は、遺伝資源管理者によって指定される。この管轄当局は、SMTAを付与するために第5条で確立されたものと同じである。
4. アクセス管轄当局は、適切な場合、生息域内で保存された遺伝資源とその材料譲渡契約書(MTA、スペイン語ATM)を最大3か月以内に提供するか、生息域外で保存された遺伝資源の場合は1ヶ月以内MTAとともに要求された遺伝資源を提供する。

32064終わり32065/パラ2に続く

始まり 32065パラ2

5. 資源が所在する自治体あるいは地域自治組織の所管官庁または生息域外の遺伝資源管理者は、合理的な解決策によって植物遺伝資源へのアクセスを認可または拒否する条件と制限を確立することができる。
6. MTAの内容は、所管官庁および申請者が同意したものとする。
7. 生息域内保全の植物遺伝資源にアクセスするために、MTAを取得しても、申請者は適用される可能性のある他の規制に準拠することを免除されない。
8. アクセス管轄当局は農業水産食料省の農業生産市場総局に認可された各MTAの写しを提供する必要がある。
9. 第2.2条に基づき、アクセス管轄当局が申請された遺伝資源をSMTAを通じて提供することを決定した場合、SMTAはFAO IT PGR FA国際条約事務局および農業水産食料省の農業生産市場総局に通知されなければならない。

第II章

植物遺伝資源の利用に関する管理措置

第14条 使用の制限と監視

1. FAO IT PGR FAの下でアクセスされる植物遺伝資源の使用に関する監視および遵守措置は、SMTAの規定に従って行われる。
2. スペイン王国での植物遺伝資源の使用の監視と遵守措置については、それらについて名古屋議定書の第三国の締約国に認知されているように、スペイン語であろうと外国語であろうと、植物遺伝資源の伝統的な知識の権利は、依然としてスペインの主権管理として残っている。これらは、下記の根拠による：
 - a) 規制(EU)No. 511 / 2014、2014年4月16日。
 - b) 欧州委員会実施規則(EU) 2015 / 1866、2015年10月13日。
 - c) 自然遺産および生物多様性に関する2007年12月13日の法律42/2007。
 - d) 王政令 124 / 2017、2017年 2月24日。

第15条 FAO IT PGR FA国際条約に基づくアクセスの場合の管理措置

商業品種登録簿または保護品種登録簿への品種の登録申請者は、SMTAを通じて入手した植物遺伝資源を利用して品種の入手を行うと、その写しを提出しなければならない。所管官庁は、候補品種がそれらの名前を含む使用された植物遺伝資源と区別されることを確認する。

第16条 2014年4月16日の欧州議会および理事会の名古屋議定書(EU)No. 511/2014に基づく遵守措置に関する具体的な措置

1. コレクションまたはコレクションの一部を、EUのコレクションの登録簿に含めることに興味がある遺伝資源所有者、または植物遺伝資源に関連する欧州委員会によるベストプラクティスの承認を要求する場合、2017年2月24日の王立法令124/2017で制定された権限を害することなく、農業水産食料省の農業生産市場総局に通知する。

32065終わり

始まり 32066

2. 商業的品種の登録、植物遺伝資源として使用され保護された在来品種の登録、あるいは2014年4月16日の欧州議会および理事会の511/2014によって、伝統的知識とその品種を登録するための(EU)規制番号の対象となる当該資源に関連する伝統的知識について、あるいは在来関わる遺伝資源についての登録の申請者は、2017年2月24日の王政令124/2017の第14.2条に従って、デューデリジェンスステートメントの提出を正当化する登録番号を提供し、デューデリジェンスステートメントを提出する義務を遵守すること。
3. 所管官庁は、登録候補品種が、それらの名前を含め、使用される植物遺伝資源と区別されていることを確認する。

第17条 FAO IT PGR FA国際条約または名古屋議定書の適用範囲外の資源にアクセスする場合の管理措置

1. 商業品種登録簿または保護品種登録簿に品種を登録する申請者は、MTAを通じて入手した植物遺伝資源を利用して品種を育成すると、その写しを提示しなければならない。
2. 所管官庁は、候補品種がそれらの名前を含む使用された植物遺伝資源と区別されていることを確認する。

第三章 専門委員会

第18条 植物遺伝資源へのアクセスに関する国家専門委員会。

1. 所管官庁は、この規則の適用と監視のために協力し、植物遺伝資源へのアクセスに関する全国委員会(以下、アクセス委員会)を協力して設立する。
2. アクセス委員会は、農業水産食品省の農業生産および市場総局に付属する。
3. アクセス委員会は以下で構成される。
 - a) 委員長、農業水産食料省の農業生産市場総局の副総局長が務め、この問題に関する権限を割り当てられる。
 - b) 副委員長は、前の段落で言及された総局に属するサブグループa)の職員の中から委員長によって任命される。委員長の欠員、欠席または病気の場合に委員長業務に対応する。
 - c) 書記は、委員長により任命される。同じ総局に所属するグループa)の職員であるもの。
 - d) 委員、以下の基準に従って、下記のセンターの運営組織または自治体及び地域コミュニティの提案により 委員長により5年間任期で任命されるメンバー:
 - 1.° 農業生産技術総副局の局長および農業水産食料省のスペイン植物品種事務局の職員。
 - 2.° 生態系移行と人口問題省の生物多様性と自然環境総局の職員。
 - 3.° 各自治体あるい地域自治組織の権限のあるアクセス管轄機関の代表。
 - 4.° 国立農業・食糧技術研究所の2名の代表者。国立植物遺伝資源センターに所属している必要がある。
 - 5.° 産業貿易観光省のスペイン特許商標庁の代表。

32066終わり



始まり 32067

第19条 アクセスに関する委員会の機能と法制度

1. アクセス委員会は、この王政令に関連する事項の運営協力と技術支援を目的としており、少なくとも以下の機能を担当する。
 - a) 国家主権内における首尾一貫した適用のための協力と協働、および現在の規制の監視については、自治当局と適切な方法で調整する。
 - b) この規則の範囲内の植物遺伝資源に関して、FAO IT PGR FAおよび名古屋議定書への遵守の程度を評価し、それらが正しく適用されるために必要な措置を提案する。
 - c) アクセス申請について従わなければならない手順、およびさまざまなアクセス手順中に提出された管理および重要な質問の数に関して、所轄のアクセス機関に生じる可能性がある疑問を解決する。
 - d) 2017年12月3日の王立布告199/2017の規定を考慮して、過程を調整し、スペイン王国のどの植物遺伝資源が国際条約の多国間システムに自動的または自主的に含まれるかを確認するために組織に助言を提供する。
 - e) スペインの植物遺伝資源の供給者と利用者が引き受けなければならない国際条約の承認によって提示される義務、ならびに多国間システムに属する物質的移転について、国際条約事務局と農業生産市場総局に報告する義務を負っている。
 - f) 農業および食料の植物遺伝資源へのアクセス、および他の目的での使用のために栽培されたものへのアクセスに関連する他のすべて事項。
2. この委員会は、その行動において、遺伝資源のアクセスと使用に関する委員会および2017年2月24日の王立令124/2017の第18条で定められたスペインの遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する委員会と連絡を取り、この規則の適用は、以前の王室令で定められたものと調和して行われることを保証する。
3. 同様に、アクセスについて委員会に助言するために、そして取り扱われる事項の内容に応じて、会議には、委員長が指定した臨時専門家が直接、または発言権を持つメンバーの提案によって参加させる。しかしこの助言者は投票できない。
4. アクセス委員会の法体制は、公共部門の法制度に関する2015年10月1日の法律15/2015の第15条および以下の委員会の規定を遵守するものとする。会議と議事録の召集を行う。
5. 委員会は、適切に機能するために必要な回数だけ会合を持つ。
6. 委員会は、2015年10月1日の法律40/2015に含まれる委員会の規定に準拠しなければならない。組織の構成、決議の採択、および必要とされる可能性のあるその他の側面について、運営規則を承認することができる。
7. 委員会の設立と運営は、支出の増加を伴うものではなく、報酬の増加を示唆ことなく、農業水産食料省の農業生産市場総局の職務として出席する。または他の人件費。具体的には、顧問、臨時専門家、または管理要員ではない参加者に報酬が支払われない。その場合、報酬に対する補償に関する規則の規定が、事項の発生時に適用される。

終わり32057

第IV章

植物遺伝資源の保全と持続的利用及び農民の権利の保護および促進の推進

第20条 農家による植物遺伝資源へのアクセス手順

1. 農民の参加を得て植物育種を促進し、農民が利用できる遺伝的基盤の拡大するため、食用作物および園芸品種に関して、地域の条件に適応しているが低利用の地元の品種または種、気候変動の影響に対してより弾力性のある品種や種を含め、その植物遺伝学資源のコレクションについて、登録された品種でない限り、自分の農場でそれらを栽培する目的で、これら資源の少量の種苗を農民が提供を受ける権利がある。
2. 植物遺伝資源は、一次農業生産における衛生に関するコミュニティの規制のため、2015年1月16日に英国王立令9/2015によって制定された農業生産者登録(REGPEA)に登録されている農家にのみ供給されることができる。
3. 作物および園芸品種の各種に提供できる種子の量は、遺伝資源管理者の提案により、植物遺伝資源へのアクセスに関する国家委員会の合意によって確立される。合意後、これらの量は農業水産食料省のウェブサイトに掲載される。
4. 申請者は、付属書VIIに従って、対応する遺伝資源管理者に申請を送信する。
5. 請求された遺伝資源は、他の農家への提供の場合を除いて、申請と同じ目的のために、譲渡を受けた遺伝資源全部またはその一部を2次譲渡しないことに同意した文書とともに1か月以内に提供される。適切であると見なされる条件と制限が確立されないと、アクセスが拒否される場合がある。
6. 農家は、植物保護製品の持続可能な使用を達成するための行動の枠組みを確立する2012年9月14日の王立令1311/2012に従って、農場記録にこの情報を維持する必要がある。2007年2月9日のAPA / 326/2007により、植物検疫製品の使用に関する情報の登録に関する農業および林業の所有者の義務を遵守する。

第21条 商業品種登録簿への保存品種および特定の条件下で栽培するために開発された品種の記載

1. 保全品種および特定の条件下で栽培するために開発された品種の生産および商業化を進めるには、商業品種登録への登録に進む必要がある。
2. これらの品種が登録されるために満たさなければならない条件と要件は、2011年2月11日の王政令170/2011によって承認された商業品種登録の一般規則で確立されたものである。手順は、これらの目的のために、前述の規制の第III章で確立されている。
3. 保全品種の公式検査を実施するには、品種の完全な代表試料を提出する必要がある。その試料を提出する条件は、農業水産食料省のウェブサイトで開催される。

始まり 32069

4. 特定の条件下で栽培用に開発された品種の公式検査を実行するには、農業生産技術副総局とスペイン植物品種事務局 (Españolade Variedades Vegetales(OEUV))によって定められた手続きにより、代表的な試料のそれぞれ半分を提出する必要がある。農業水産食料省のウェブサイトで公開される。
5. 保存品種および特定の条件下で栽培するために開発された品種の登録申請は、2006年7月26日の法律30/2006の条項52.3の規定に従って手数料を支払うことを免除される。

第22条 保護品種および特定の条件下で栽培するために開発された品種の生産者

1. この種の種子を生産する場合、生産者は2011年2月11日の王立法令170/2011の最初の最終規定で確立された要件にのみ準拠する必要がある。
2. これらの生産者は、自治体あるい地域自治組織の本体から許可を受ける必要がある。認可は国土全体に遡及できる。
3. 自治体あるい地域自治組織の登録簿への記載は、要求された種または種の一群について、この新しい範疇の生産者に従って行われる。名簿(レジストリ)に承認を登録すると、所有者には、識別を容易にする個別の登録コードが割り当てられる。登録コードは所有者ごとに唯一独自のであり、少なくとも次の数字で構成される。

数字:

- スペインのES識別。
 - 許可を付与した自治体を識別する2桁の数字。
 - 登録された自治体あるい地域自治組織を識別する2桁の数字。
 - 所有者の識別番号の4桁。
4. 自治体あるい地域自治組織は、これらの生産者を「保全品種の種子の生産者および特定の条件下で栽培するために開発された品種の生産者」として種子生産者登録に登録し、その後、2008年11月14日の王立政令1891/2008で承認された種子および苗木植物生産者の承認と登録、および生産者全国登録簿へのそれらの包含に関する規則の第7条で確立されたとおり全国生産者登録で公表されるようになる。
 5. 自治体あるい地域自治組織の公式サービスは、このタイプの品種の種子の生産が、この記事と前の記事で確立された要件を満たしていることを確認する。

第23条 植物の遺伝資源に関連する伝統的な知識の保護の促進

1. 行政機関は、植物の遺伝資源の保護と持続可能な利用に関心のある伝統的な知識を保存、維持、促進するとともに、その保護に関連する農業の多様性と持続可能な使用に関連するスペインの伝統的な知識の賦存情報の整備の実現を促進する。
2. 植物遺伝資源に関連する伝統的な知識に対して知的財産権および工業所有権を付与することはできない。これらは、植物遺伝資源を使用および保護してきた自治体あるい地域自治組織による使用制限を意味する場合がある。

第V章 制裁措置

第24条 制裁措置

この規制の規定に違反した場合、違反と制裁体制は、2007年12月13日の自然遺産の法律42/2007の条項80.1.v)および81にそれぞれ規定されている。および必要に応じて、2006年7月26日の法律30/2006、自然遺産と生物多様性の法律の第VI章で、種子、苗木植物および植物遺伝資源に関する、民事、刑事またはその他の責任を害することなく適用できる。

付属書I

FAO IT PGR FA国際条約の範囲内で植物遺伝資源へのアクセスを求める要求の最小内容

パート1. 利用者の情報.

- 1.名前と姓:
 - 2.外国人の場合、DNI (Documento nacional de identidad, 国民登録番号 / NIF(Tax identification number, 納税番号)、パスポートまたは同等の書類:
 - 3.完全な住所:
 - 4.電話:
 - 5.電子メール:
 - 6.申請者は(1つ選択してください):個人:会社:組織:
 - 7.企業または代理店の場合は、次の項目も完了する必要があります。
- 名前:
- b) NIF (Tax identification number, 納税番号):
 - c) 完全な住所:

パート2. 要求された植物の遺伝資源に関する情報.

- 1.収集する植物遺伝資源の説明:
 - 2.アクセスの目的、正当化、目的:
 3. 遺伝資源が収集される生息域または遺伝資源が取得される生息域外所在:
 - 4.アクセス予定日:
- 場所、日付、署名:

付属書II

植物遺伝資源へのアクセスが非営利の研究目的である場合の要求の最小内容と、利益の共有に関する宣言(名古屋議定書)

パート1. 関心のあるユーザーの情報

- 1.名前と姓:
- 2.外国人の場合DNI (Documento nacional de identidad, 国民登録番号 / NIF(Tax identification number, 納税番号)、パスポートまたは同等の書類:
- 3.完全な住所:
- 4.電話:
- 5.電子メール:
- 6.申請者は(1つ選択してください):個人:会社:組織:

始まり 32071

7. 企業または代理店の場合は、次の項目も完了する必要があります。

名前:

b) NIF (Tax identification number, 納税番号):

c) 完全な住所:

パート2. 非営利の研究情報

1. 簡単な説明(目的、正当化、目的):

2. 計画された研究プログラム:

3. 参加機関:

4. スペインの生物多様性の保全と持続可能な利用に関する事業での期待される利益:

パート3. 植物の遺伝資源へのアクセス

1. 収集する植物遺伝資源の説明:

2. 遺伝資源が収集される生息域または遺伝資源が取得される生息域外所在:

3. アクセス予定日:

4. スペインのコレクションについて収集の複製あるいは分割(訳注: 英語で、Duplicate)を置く予定はあるか? (ある場合は、コレクションの名前を示す)。

パート4. 企業または研究センターの研究者または法定代理人からの声明。

利用者は、ここに同意します:

1. アクセスが商業目的で要求されている植物の遺伝資源を使用しないこと。

2. 調査の過程で、第1章の第2節の第2亜節に従って、商業目的での使用の可能性が生じた場合に、商業目的での植物遺伝資源へのアクセスの新しい承認を要求すること。

3. 植物資源を許可されていない人物に容易に提供しないこと、およびいかなる場合でも、植物資源の第三者への譲渡は、この責任のある声明と同じ条件で行われること。

4. 調査の最終結果を記載した書面による報告書を、植物の遺伝資源へのアクセスを許可する所管官庁に提出すること。

場所、日付、署名:

付属書III

植物の遺伝資源へのアクセスが非商業利用の研究目的である場合のアクセス許可の最低限の内容
(名古屋議定書)

1. 有能なアクセス権限:

2. PICを提供し、MATを確立する機関:

3. 承認照会番号(該当する場合):

4. 許可が付与される日付:

5. 承認の有効期限(該当する場合):

6. 許可が付与された自然人/研究機関/関心のある利用企業の情報:

7. このアクセス許可は、PICとして付与され、研究を実行するために以下に指定された植物遺伝資源の非営利の研究目的で使用するためのMATに同意したものであること(日商業利用範疇との目的を示す。

32071終わりで32072の2行目まで

始まり32072の3行目

9. 認可の対象となる植物遺伝資源の説明:

10. 許可と制限が付与された用途: 非商業利用目的の研究目的。調査の過程で、商業目的での使用の可能性が生じた場合、商業目的での使用の新たな要求を要求する必要がある。スペイン語にて使用される植物遺伝資源の起源を常に示すこと。

11. 植物遺伝資源を第三者に譲渡するための条件: 植物遺伝資源を許可されていない人物に提供しないこと。いかなる場合でも、植物遺伝資源の第三者への提供は、この許可で課された条件と同じ条件で、以下に従って行われること。利用者によって責任ある宣言を行うこと。

12. 利益分配に関する提案。

付属書IV

植物遺伝資源へのアクセスが商業利用目的である場合のリクエストの最小内容(名古屋議定書)

パート1. 申請者情報.

1. 名前と姓:
2. 外国人の場合、DNI (Documento nacional de identidad, 国民登録番号 / NIF(Tax identification number, 納税番号)、パスポートまたは同等の書類:
3. 完全な住所:
4. 電話、ファックス、電子メール:
5. 申請者は(1つ選択してください): 個人: 会社: 公共団体:
6. 申請者が会社または代理者の場合、以下も完了する必要がある。

名前:

b) NIF(Tax identification number, 納税番号):

c) 完全な住所:

パート2. 利用情報

1. 使用の簡単な説明(目的、正当化、および目的):
2. 利用の計画スケジュール:
3. 参加機関:
4. 期待される効果

パート3. 植物の遺伝資源へのアクセス

1. 収集する植物遺伝資源の説明。
2. 遺伝資源が収集される生息域または遺伝資源が取得される生息域外所在: :
3. アクセス予定日:
4. スペインのコレクションについて収集の複製あるいは分割を置く予定はあるか? (ある場合は、コレクションの名前を示す)。

パート4. PICとMAT(添付)

上記の情報のいずれかが機密情報である必要がある場合は、それを正当化する文書を示すこと。

場所、日付、署名:

32072終わり

始まり32073

付属書V

植物遺伝資源へのアクセスが商業利用目的である場合のアクセス許可の最低限の内容
(名古屋議定書)

1. 有効なアクセス認可:
2. PICを提供しMATを確立する機関:
3. 承認照会番号(該当する場合):
4. 許可が付与される日付:
5. 承認の有効期限(該当する場合):
6. 許可が付与された自然人/研究機関/関心のある利用企業の情報:
7. このアクセス許可は、PICのによる試料として付与され、次の使用のために以下に指定された遺伝資源の商業目的での使用に関するMATに同意したものであること(使用の種類と利用目的を示す)。
8. 認可の対象となる植物遺伝資源:
9. 認可の対象となる植物遺伝資源の説明:
10. 許可が与えられる用途と制限:
11. 商業目的:
12. MATの遵守
 - a) 使用される植物遺伝資源のスペイン起源を常に示す。
 - b) 遺伝資源の使用に由来する商業活動(特許申請、登録、および/または製品の商業化など)がある場合は、管轄当局にアクセス権を通知する。
 - c) 特許が有効であるか、製品が市場で入手可能である場合の利点の計算および年次決済のために、当該製品で得られた実質の利益を報告する。
13. 植物遺伝資源を第三者に譲渡するための条件: 植物遺伝資源の第三者への譲渡は、この許可で課された条件と同じ条件および相互に合意された条件の下で行われる。

付属書VI

農業者申請様式

パート1. 農業者の利用者の情報

1. 農業者の氏名:
2. 外国人の場合、DNI (Documento nacional de identidad, 国民登録番号 / NIF(Tax identification number, 納税番号)、パスポートまたは同等の書類:
3. 完全な住所:
4. 電話:
5. 電子メール:
6. 申請者は(1つ選択):
個人、企業、あるいは団体
7. 農業者が、会社である場合、以下も完了する必要がある。
名前:
b) NIF(Tax identification number, 納税番号):
c) 完全な住所:
8. REGIPA番号(Registro general de la producción agrícola、農業生産者番号):

32073終わり

始まり32074

パート2. 必要な資料:

(可能な限り具体的に詳細を記載する:種、地理的起源など)

パート3. コメント:

署名者は、請願の目的が農場自体での栽培に直接使用され、同じ目的で他の農家に譲渡される場合があることを宣言する。

場所、日付、署名:

32074終わり